

幌延町個人情報保護条例

目次

- 第1章 総則（第1条 第5条）
- 第2章 実施機関が保有する個人情報の保護
 - 第1節 個人情報の取扱い（第6条 第12条）
 - 第2節 個人情報の開示及び訂正等（第13条 第25条）
 - 第3節 個人情報の利用停止（第26条 第31条）
 - 第4節 不服申立て（第32条 第34条）
- 第3章 幌延町個人情報保護審査会（第35条 第45条）
- 第4章 事業者が保有する個人情報の保護（第46条 第49条）
- 第5章 補則（第50条 第55条）
- 第6章 罰則（第56条 第60条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護するとともに、公正で民主的な町政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

個人情報 生存する個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報

イ 事業を営む個人の当該事業に関する情報

実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

事業者 事業を営む法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）又は事業を営む個人をいう。

公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であつて、当該実施機関が管理しているものをいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な施策を講ずるとともに、町民及び事業者への意識啓発に努めなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する町の施策に協力しなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する町の施策に協力するとともに、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 実施機関が保有する個人情報の保護

第1節 個人情報の取扱い

(個人情報取扱事務の届出等)

第6条 個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)を開始しようとするときは、あらかじめ次の事項を町長に届け出なければならない。

個人情報取扱事務の名称

個人情報取扱事務の目的

個人情報取扱事務を所掌する組織の名称

個人情報取扱事務を開始する年月日

個人情報の対象者の範囲

個人情報の記録項目

個人情報の収集方法

前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、前項の規定により届け出た事項の変更又は当該届出に係る個人情報届出事務を廃止しようとするときは、あらかじめその旨を町長に届け出なければならない。

3 前2項の規定は、町の職員又は職員であった者に関する事務については、適用しない。

4 町長は、実施機関から第1項及び第2項の規定による届出を受けたときは、当該届出のあった事項について、速やかに一般の閲覧に供しなければならない。

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

本人の同意があるとき。

法令又は他の条例(以下「法令等」という。)の規定に基づくとき。

出版、報道等により公にされているとき。

個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。

所在不明、心神喪失等の事由により本人から収集することができない場合であって、

本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

前各号に掲げる場合のほか、幌延町個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために、本人以外のものから収集する必要があると実施機関が認めるとき。

- 3 実施機関は、次に掲げる個人情報を収集してはならない。ただし、法令等の規定に基づくとき及び幌延町個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために収集する必要があると実施機関が認めるときは、この限りでない。

思想、信条及び信教に関する個人情報

社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

(利用及び提供の制限)

- 第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外に個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

本人の同意があるとき。

法令等の規定に基づくとき。

出版、報道等により公にされているとき。

個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。

前各号に掲げる場合のほか、幌延町個人情報保護審査会の意見を聞いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。

- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供するときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

(提供先に対する措置要求)

- 第9条 実施機関は、当該実施機関以外のものに対して個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(電子計算組織を結合する方法による提供の制限)

- 第10条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認める場合を除き、通信回線により電子計算組織を結合する方法により、個人情報を実施機関以外のものへ提供してはならない。

- 2 実施機関は、前項の方法により新たに個人情報を実施機関以外のものへ提供するときは、あらかじめ幌延町個人情報保護審査会の意見を聴かななければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。

(適正管理)

- 第11条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新なものとしておかななければならない。

- 2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びき損等の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報については、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的文化的資料として保有されることとなるものについては、この限りでない。

(委託に伴う措置)

第12条 実施機関は、個人情報取扱事務の全部又は一部の処理を委託しようとするときは、委託に関する契約書に個人情報の保護に関する事項、契約に違反したときの契約解除及び損害賠償に関する事項等を明記するものとし、その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報を取り扱う事務を受託した者は、当該受託において、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の受託事務に従事している者又は従事していた者は、当該個人情報事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第2節 個人情報の開示及び訂正等

(開示請求権)

第13条 何人も、実施機関に対し、当該機関が保有する自己に関する個人情報(第6条第3項に規定する事務に係るものを除く。以下同じ。)の開示(当該個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。第22条及び第26条を除き、以下同じ。)の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示請求をすることができる。

(開示請求の手続)

第14条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、次の事項を記載した開示請求書を提出しなければならない。

氏名及び住所

開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

前2号に定めるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めてその補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(個人情報の開示義務)

第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

法令等の規定により明らかに開示することができない個人情報

第三者に関する情報が含まれる情報であって、開示することにより、当該第三者の正当な権利利益を害する個人情報

診療、指導、相談、選考その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務に関する個人情報であって、本人に開示しないことが適正であると認められるもの

法人等に関して記録された情報を含む場合であって、開示をすることにより、当該法人等の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの

開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずると認められるもの

町又は国若しくは他の地方公共団体その他の公共団体（以下「国等」という。）との間における協議により、又は国等からの依頼により、実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することが当該協議又は依頼の条件又は趣旨に反し、国等との協力関係が著しく損なわれることにより、当該協議又は依頼に係る事務又は事業の適正な執行に支障が生ずると認められるもの

町又は国等の事務又は事業に係る意思形成過程において、町の機関内部若しくは町の機関相互又は町の機関と国等の機関との間における審議、協議、調査研究等に関し、実施機関が作成し、又は取得した個人情報であって、開示することにより、当該事務又は事業に係る意思形成に著しい支障が生ずると明らかに認められるもの

監査、検査、調査、取締り、争訟その他の町又は国等の事務又は事業に関する個人情報であって、開示をすることにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の公正若しくは円滑な執行を著しく困難にするおそれがあるもの

前各号に掲げるもののほか、幌延町個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、公益上開示しないことが適当であると実施機関が認めるもの

- 2 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合において、その部分を容易に分離することができるときは、その部分を除いて当該個人情報を開示しなければならない。

（公益上の理由による裁量的開示）

第16条 実施機関は開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、公益上特に必用があると認めるときは、開示請求者に対し当該個人情報を開示することができる。

（個人情報の存否に関する情報）

第17条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が存在しているかどうかを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する決定）

第18条 実施機関は、第14条第1項の開示請求書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して14日以内に、開示請求に係る個人情報につき第15条に定めるところにより審査して、個人情報の開示をしようかどうかを決定しなければならない。ただし、第14条第

3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、この期間に算入しない。

- 2 実施機関は、前項に規定する期間内に決定を行うことのできない正当の理由があるときは、その期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において実施機関は、速やかに期間を延長する理由及び決定をすることができる時期を開示請求者に書面により通知しなければならない。

(開示請求に対する決定の通知)

第19条 実施機関は、前条第1項の規定による決定をしたときは、速やかに開示請求者に書面により通知しなければならない。この場合において、実施機関は、開示請求に係る個人情報の開示をしないことと決定したとき(第17条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。)はその理由を、不開示情報を除いて開示請求に係る個人情報の開示をすることと決定したときはその旨及び理由を併せて開示請求者に通知しなければならない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の開示をしないことと決定した場合において、当該個人情報の全部又は一部について開示をすることができる期日が明らかであるときは、その期日を前項の書面に付記するものとする。

(第三者に対する意見の聴取等)

第20条 実施機関は、第18条第1項の規定による決定をするに当たって、開示請求に係る個人情報に開示請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が含まれている場合であって必要があると認めるときは、当該第三者の意見を聴くものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定により第三者の意見を聴いた場合において、開示をすることと決定したときは、速やかにその旨を当該第三者に通知するものとする。

(開示の実施)

第21条 実施機関は、第18条第1項の規定により個人情報の開示の決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに個人情報の開示を行うものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定による個人情報の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して別に規則で定める方法により行う。

- 3 個人情報の開示は、実施機関が第19条第1項の規定による通知の際に指定する日時及び場所で行うものとする。

- 4 実施機関は、公文書に記録されている個人情報の開示をすることにより当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがある等当該公文書の保存に支障があると認められるときその他合理的な理由があるときは、当該公文書の写しの閲覧又は写しの交付により個人情報の開示をすることができる。

- 5 第14条第2項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

(訂正等の請求権)

第22条 何人も、実施機関が保有している自己に関する個人情報に係る事実には誤りがあると認めるときは、当該実施機関に対し、その訂正(追加及び削除を含む。以下「訂正等」という。)の請求をすることができる。

2 第13条第2項の規定は、前項の規定による訂正等の請求について準用する。

(訂正等の請求の手續)

第23条 訂正等の請求をしようとする者は、実施機関に対して、次の事項を記載した請求書を提出しなければならない。

氏名及び住所

訂正等を求める箇所及びその内容

前2号に定めるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正等の請求をしようとする者は、実施機関に対して、当該訂正等を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

3 第14条第2項及び第3項の規定は、訂正等の請求について準用する。

(訂正等の請求に対する決定)

第24条 実施機関は、前条第1項の請求書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して30日以内に、訂正等の請求に係る個人情報に関する必要な調査を行い、個人情報の訂正等を行うかどうかの決定をしなければならない。ただし、前条第3項において準用する第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、この期間に算入しない。

2 第18条第2項の規定は、訂正等の請求について準用する。

(訂正等の請求に対する決定の通知)

第25条 実施機関は、前条第1項の規定による決定をしたときは、速やかに第23条第1項の請求書を提出した者(以下「訂正等請求者」という。)に書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、前項の場合において、訂正等の請求に係る個人情報の訂正等をしないことと決定したときはその理由を、訂正等の請求に係る個人情報の訂正等をする事と決定したときは、当該訂正等の請求に係る個人情報の全部又は一部の訂正等をした上、その旨及び理由を併せて訂正等請求者に通知しなければならない。

第3節 個人情報の利用停止

(利用停止請求権)

第26条 何人も、自己に関する個人情報が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。

第7条の規定に違反して収集されたとき、第8条第1項の規定に違反して利用されているとき又は第11条第3項の規定に違反して保有されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去

第8条第1項又は第10条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

2 第13条第2項の規定は、前項の規定による利用停止請求について準用する。

(利用停止請求の手續)

第27条 利用停止請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載し

た利用停止請求書を提出しなければならない。

氏名及び住所

利用停止請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

利用停止請求を求める内容

前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第14条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求の手續について準用する。

(個人情報の利用停止義務)

第28条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する決定)

第29条 実施機関は、第27条第1項の利用停止請求書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して30日以内に、利用停止請求に係る個人情報に関する必要な調査を行い、個人情報の利用停止を行うかどうかの決定をしなければならない。ただし、第27条第2項において準用する第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、この期間に算入しない。

2 第18条第2項の規定は、利用停止請求について準用する。

(利用停止請求に対する決定の通知)

第30条 実施機関は、前条第1項の規定による決定をしたときは、速やかに第27条第1項の請求書を提出した者(以下「利用停止請求者」という。)に対し当該決定の内容を書面により通知しなければならない。

(費用の負担)

第31条 この条例の規定による個人情報の開示及び訂正等の請求並びに利用停止請求に係る手数料は無料とする。

2 この条例の規定による、個人情報の写しの交付を受ける者は、当該個人情報の写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

3 実施機関は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、前項の費用を減額し、又は免除することができる。

第4節 不服申立て

(不服申立て)

第32条 実施機関は、第18条第1項、第24条第1項又は第29条第1項の規定による決定(以下「開示決定等」という。)について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、幌延町個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

当該不服申立てが明らかに不適法である場合

裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定及び訂正等の請求に係る個人情報の請求の内容に沿った訂正等並びに利用停止請求に係る個人情報の請求に沿った利用停止をする旨の決定を除く。以下この号において同じ。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示、訂正等又は利用停止することとするとき。ただし、当該開示決定等について第20条第1項の規定に基づき第三者が開示に反対する旨の意見を述べているときを除く。

（諮問をした旨の通知）

第33条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨の通知をしなければならない。

不服申立人及び参加人

開示請求者又は訂正等請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

第20条第1項の規定に基づき開示に反対する旨の意見を述べている第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（諮問に対する答申の尊重）

第34条 第32条の規定により諮問をした実施機関は、当該諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに裁決又は決定を行わなければならない。

第3章 幌延町個人情報保護審査会

（設置）

第35条 第32条の規定による諮問に応じて行う不服申立てについての審査及び個人情報保護に関する調査審議をするため、幌延町個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（組織）

第36条 審査会は、委員5人で組織する。ただし、町長は、審査会において特別な事項の審査及び調査審議を行うため必要があると認めるときは、臨時の委員を置くことができる。

2 委員（臨時の委員を含む。第44条において同じ。）は、優れた識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 審査会の庶務は、総務課において行う。

（会長及び副会長）

第37条 審査会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第38条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審査会は、第32条の規定による諮問に係る事案の審議をする会議であって、これを公開することが適当でない認められるものを除き、その会議を公開するものとする。

(審査会の調査権限)

第39条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、開示請求、訂正等の請求又は利用停止請求に関する個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

2 実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、開示請求、訂正等の請求又は利用停止請求に係る個人情報に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、第32条の規定による諮問に係る事案の審議を行うために必要があると認めるときは、不服申立人、参加人、実施機関の職員その他関係者(以下「不服申立人等」という。)に意見若しくは説明を聞き、又は必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第40条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第41条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(意見書等の閲覧)

第42条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(諮問に対する答申)

第43条 審査会は、実施機関に対し、書面により、第32条の規定による諮問のあった日から起算して60日以内に答申するように努めなければならない。

2 前項の規定による答申書には、次の各号に掲げる事項について記載するものとする。

当該不服申立てに対しての裁決又は決定の種類

答申の内容について少数意見があるときは当該少数意見

- 3 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、速やかに答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(秘密の保持)

第44条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長への委任)

第45条 この章に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

第4章 事業者が保有する個人情報の保護

(事業者に対する指導助言)

第46条 町長は、事業者が個人情報の保護のため適切な措置を講ずることができるよう、事業者に対して指導助言を行うものとする。

(説明又は資料提出の要請)

第47条 町長は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、その事実を明らかにするため必要な限度において説明又は資料の提出を求めることができる。

(是正の勧告)

第48条 町長は、事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、審査会の意見を聴いた上で、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

(事実の公表)

第49条 町長は、事業者が正当な理由がなく第47条の規定による説明若しくは資料の提出の求めに応じなかったとき又は前条の規定による勧告に従わなかったときは、審査会の意見を聴いた上で、その事実を公表することができる。この場合において、町長は、あらかじめ、当該事業者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

第5章 補則

(苦情の申出の処理)

第50条 実施機関は、その保有する個人情報の取扱いに関して苦情の申出があったときは、迅速かつ適切に処理するよう努めなければならない。

- 2 町長は、事業者が保有する個人情報の取扱いに関して苦情の申出があったときは、迅速かつ適切に処理するよう努めなければならない。

(出資法人等の責務)

第51条 町が出資その他の財政上の援助等を行う法人等であって、実施機関が定めるもの(以下「出資法人等」という。)は、この条例の規定に基づく実施機関が保有する個人情報の保護に関する施策に留意しつつ、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努め

なければならない。

(他の制度との調整)

第52条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

統計法(昭和22年法律第18号)第2条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報

統計法第8条第1項の規定により総務大臣に届けられた統計調査によって集められた個人情報

統計報告調整法(昭和27年法律第148号)の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告(同法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。)の収集によって得られた個人情報

図書、資料、刊行物等(以下「図書等」という。)を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において、当該目的のために管理されている図書等に記録されている個人情報

2 法令等(幌延町情報公開条例(平成13年条例第2号)を除く。)の規定により、個人情報の開示又は訂正等その他個人情報の取扱いに関する手続きの定めがあるときは、その定めるところによる。

(国又は他の地方公共団体への協力の要請等)

第53条 町長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の要請に応ずるものとする。

(制度の実施状況の公表)

第54条 町長は、毎年度終了後3ヶ月以内に、各実施機関のこの条例の実施の状況をとりまとめ、これを公表するものとする。

(実施機関への委任)

第55条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

第6章 罰則

第56条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第12条第2項の受託事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由なく個人の秘密に属する個人情報が記録された特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第57条 前条に規定する者が、その事務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第58条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する個人情報が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第59条 第44条の規定に違反して職務上知り得た秘密を漏らした者は、1年以下の懲役

又は50万円以下の罰金に処する。

第60条 偽りその他不正の手段により、この条例の規定に基づく請求による個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に実施機関が行った個人情報の収集若しくは利用又は提供は、この条例の施行の日以後においては、この条例の規定により行われたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際、現に実施機関が保有している個人情報については、第6条第1項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「について」と読み替えて同項の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の幌延町個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第16条の規定により現にされている請求は、この条例の第14条の規定によりされている請求と、旧条例第22条の規定により現にされている請求は、この条例の第23条の規定によりされている請求とみなす。
- 3 この条例の施行の際、旧条例第29条に規定する行政不服審査法の規定に基づく不服申立ては、この条例の第32条に規定する同法の規定に基づく不服申立てとみなす。
- 4 この条例の施行の際、旧条例第27条の規定により、現にされている申出については、なお従前の例による。